

検体検査料等の改正に伴うお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般の厚生労働省告示にて既にご存知の通り、平成18年4月1日より診療報酬点数が大幅に改正されることになりました。

つきましては、ここに「改正診療報酬点数表」より検体検査に係る部分を抜粋し、ご案内致しますので、宜しくご総覧方々ご活用賜れば幸甚に存じます。

敬具

検体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

尿・糞便等検査

D000 尿中一般物質定性半定量検査

	尿中一般物質定性半定量検査	(28)	*1・2
	(注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。		*3

D001 尿中特殊物質定性定量検査

1	蛋白定量	7	
2	VMA定性	9	10
3	B-J蛋白定性	10	11
	糖定量	10	11
4	ポルフィリン定性	11	12
	アマラーゼ定性半定量	11	12
5	ビリルビン定量	14	16
6	胃酸度測定	15	
7	ウロビリニン定量	16	
	ウロビリノーゲン定量	16	
	先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト	16	*4
	浸透圧測定	16	18
8	ポルフィリン症スクリーニングテスト	17	*5
9	N-アセチルグルコサミナーゼ (NAG)	38	44
10	アルブミン定性	55	60
11	黄体形成ホルモン (LH) 定性	75	
	線維素分解産物 (FDP) 測定	75	85
12	マイクロトランスフェリン精密測定 (尿中)	120	130
	ウロポルフィリン定量	120	140
	アルブミン定量精密測定	120	140
	デルタアミノレブリン酸定量	120	140
	ポリアミン	120	140
13	コプロポルフィリン定量	150	170
14	ポルフォビリノーゲン定量	200	
15	IV型コラーゲン定量精密測定	210	190
16	尿の蛋白免疫学的検査		
	区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数		
17	その他		
	検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数		
	(注) 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該基準の注についても同様に準用するものとする。		

D002 尿沈渣顕微鏡検査

	尿沈渣顕微鏡検査	(23)	*7・8
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。		*9
(注1)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。		
(注2)	染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。		

D002-2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定

	フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定	28	新設	*10
(注1)	同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。			
(注2)	当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。			

D003 糞便検査

1	潜血反応検査	9	*11
2	虫卵検査 (集卵法)	15	16

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

3	ウロビリニン定量	16	
	ウロビリノーゲン定量	16	
4	塗抹顕微鏡検査 (虫卵、脂肪、消化状況観察を含む。)	20	23
5	虫体検出	23	26
6	脂質定量	28	
7	ヘモグロビン	38	44
8	虫卵培養検査	42	48
9	ヘモグロビン精密測定	48	55
10	ヘモグロビン及びトランスフェリン	55	60
11	ヘモグロビン及びトランスフェリン精密測定	75	85
12	キモトリプシン	130	

D004 穿刺液・採取液検査

1	ヒューナー検査	26	
2	胃液又は十二指腸液一般検査	60	65
3	髄液一般検査	65	70
4	精液一般検査	70	80
5	頸管粘液検査	75	
6	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ	100	90
7	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定	140	160
8	腔分泌液中乳酸脱水素酵素 (LDH) 半定量	170	
9	関節液中コンドロカールシン	340	
10	羊水中肺サーファクタントアポ蛋白 (SP-A)	380	
11	IgGインデックス	500	新設
12	髄液MBP	600	新設
	髄液オリゴクローナルバンド測定	600	新設
13	悪性腫瘍遺伝子検査	2,000	新設
14	髄液蛋白免疫学的検査		
	区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数		
15	髄液塗抹染色標本検査		
	区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数		
16	その他		
	検査の種類により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数		
	(注) 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。		

血液学的検査

D005 血液形態・機能検査

1	赤血球沈降速度測定	(10)	
	(注) 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。		*24
2	網赤血球数	13	15
3	血液浸透圧測定	16	18
	鼻汁喀痰中好酸球検査	16	18
4	好酸球数	17	20
5	末梢血液像	19	22
	(注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点 (+32点) を加算する。		*27
6	末梢血液一般検査	23	27
7	血中微生物検査	38	42
8	赤血球抵抗試験	44	
9	自己溶血試験	50	
10	血液粘稠度測定	55	
	ヘモグロビンA _{1c} (HbA _{1c})	55	60
11	ヘモグロビンF (HbF)	60	65
12	動的赤血球膜物性検査	130	
13	デオキシシミジンキナーゼ (TK) 活性精密測定	250	290

区分	検査項目名	新	旧	注
14	ターミナルデオキシヌクレオチジル トランスフェラーゼ (TdT) 精密測定	270		*32
15	骨髓像	430	500	*26
	(注) 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点(←50点)を加算する。			*27
16	モノクローナル抗体法による 造血器悪性腫瘍細胞検査 (一連につき)	1,050	1,200	*33

D006 出血・凝固検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
1	出血時間測定	15	16	*34
	プロトロンビン時間測定	15	17	
2	凝固時間測定	19		
3	血餅収縮能	22		
	毛細血管抵抗試験	22		
4	トロンビン時間測定	23	26	
	フィブリノーゲン定量	23	26	
5	クリオフィブリノーゲン検査	24	28	
6	ヘパリン抵抗試験	29	34	
	活性化部分トロンボプラスチン時間測定	29	34	
	複合凝固因子検査	29	34	*35
7	蛇毒試験	32	36	
8	トロンボエラストグラフ	34	30	
9	血小板粘着能	65	75	
10	血小板凝集能	75	85	*36
	フィブリンモノマー複合体検出	75	85	
	線維素分解産物 (FDP) 測定	75	85	
	アンチトロンビンⅢ	75	85	
		75	85	
11	プラスミン	85		
	全血凝固溶解時間測定 (Ratnoff法等)	85		
	血清全プラスミン測定法 (血清SK活性化プラスミン値)	85		
12	プラスミン活性値測定検査	95		
	α ₁ -アンチトリプシン	95		
13	プラスミノーゲン	120	140	
14	D-Dダイマー	130		
15	α ₂ -マクログロブリン	140	130	
	アンチプラスミン	140	160	
16	フォン・ウィルブラント因子	150	170	
	PIVKAⅡ	150	170	*37
	フィブリノーゲン分解産物精密測定	150	170	*38
17	D-Dダイマー精密測定	150	170	
	プロテインS精密測定	170	190	
	α ₂ -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体	170	190	
18	凝固因子インヒビター	170	200	*39
	第Ⅷ因子様抗原	170	190	*40
	血小板第4因子 (PF ₄) 精密測定	180	210	
19	β-トロンボグロブリン精密測定	180	210	
	トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体 (TAT) 精密測定	200	230	
20	プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定	210	240	*41
21	トロンボモジュリン精密測定	230	260	*42
22	フィブリンモノマー複合体定量精密測定	240	280	*43
	凝固因子 (Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、ⅫⅢ)	240	280	
23	プロテインC	260	300	
24	tPA・PAI-1複合体	270	310	
25	フィブリノヘパタイト精密測定	340		
注	血液凝固包括 () 部分			
	イ 3項目又は4項目	550	640	
	ロ 5項目以上	770		

区分	検査項目名	新	旧	注
D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査				
	血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	2,000		*23
	(注) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。			*44

D006-3 Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定				
区分	検査項目名	新	旧	注
	Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定	1,200	新設	*45

D006-4 進行性筋ジストロフィー遺伝子検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
	進行性筋ジストロフィー遺伝子検査	2,000	新設	*46

D006-5 染色体検査				
区分	検査項目名	新	旧	注
	染色体検査 (全ての費用を含む)	2,000		*47
	(注) 分染法を行った場合、400点を加算する。			*48

D006-6 免疫関連遺伝子再構成				
区分	検査項目名	新	旧	注
	免疫関連遺伝子再構成	2,400	新設	*23

生化学的検査 (I)

D007 血液化学検査					
区分	検査項目名	新	旧	注	
1	総ビリルビン	11	12		
	直接ビリルビン	11	12		
	総蛋白	11	12		
	アルブミン	11	12		
	尿素窒素 (BUN)	11	12		
	クレアチニン	11	12		
	尿酸	11	12		
	アルカリフォスファターゼ	11	12		
	コリンエステラーゼ (ChE)	11	12		
	γ-グルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP)	11	12		
	中性脂肪	11	12		
	Na及びCl	11	12	*49	
	K	11	12		
	Ca	11	12	*50	
	Mg	11	12		
	膠質反応	11	12	*51	
	クレアチン	11	12		
	グルコース	11	12		
	乳酸脱水素酵素 (LDH)	11	12		
	酸性フォスファターゼ	11	12		
	エステル型コレステロール	11	12		
	アミラーゼ	11	12		
	ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)	11	12		
	クレアチン・フォスフォキナーゼ (CPK)	11	12		
	アルドラーゼ	11	12		
	遊離コレステロール	11	12		
	鉄	11	12	*52	
		試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査	11	12	
	2	リン脂質	15	17	
		β-リポ蛋白	15	17	
	3	遊離脂肪酸	16	18	
4	HDL-コレステロール	17	19	*53	
	前立腺酸性フォスファターゼ	17	19		
	P及びHPO ₄	17	19	*54	
	総コレステロール	17	19	*53	
	グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (GOT)	17	19		
	グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT)	17	19		
	総鉄結合能 (TIBC)	17	20	*52	
	不飽和鉄結合能 (UIBC)	17	20		

区分	検査項目名	新	旧	注
5	LDL-コレステロール	19	20	*53
	蛋白分画測定	19	22	
6	モノアミノオキシダーゼ (MAO)	23	26	
7	Cu	25	29	
	リパーゼ	25	29	
8	イオン化カルシウム	27	24	*50
9	マンガン	29	34	*55
10	ムコ蛋白	32	36	
11	ケトン体	34	40	*56
	アデニンシデアミナーゼ (ADA)	34	40	
12	グアナナーゼ (GU)	38	44	
13	リボプロテイン	44		
14	有機モノカルボン酸定量	48	55	*57
	胆汁酸	48	55	
	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム	48	55	
	アミラーゼ・アイソザイム	48	55	
	γ -GTP・アイソザイム	48	55	
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム	48	55	
15	重炭酸塩	50		*59
16	アンモニア	55	60	
	リボ蛋白分画	55	60	
	GOT・アイソザイム	55	60	
	CPK・アイソザイム	55	60	
17	カタラーゼ	60		
	グリコアルブミン	60	65	*30・60
18	ケトン体分画	65	75	*56
19	コレステロール分画	70	75	*61
20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	75	85	
21	フェリチン	80		
22	G-6-PDH定量	85		
	リボ蛋白分画精密測定	85		
	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)	85	95	*30
	不飽和鉄結合能 (UIBC) 精密測定	85	95	
23	グリココール酸	95	110	
	総鉄結合能 (TIBC) 精密測定	95	110	
	CPK・アイソザイム精密測定	95	110	*62
24	心筋トロポニンT定性	100	110	*63
25	ヘパリン	110	120	*64
	膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)	110	120	*65
	乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型	110	120	*66
	アポリポ蛋白	110	120	*67
26	サーファクタントプロテインA (SP-A)	120		*68
	シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)	120		
	心筋トロポニンI精密測定	120		*69
	シアル化糖鎖抗原KL-6	120	130	*68
	フェリチン精密測定	120	130	
27	心筋トロポニンT精密測定	130	120	*69
	ガラクトース	130		
	アルコール	130	150	
	Al	130	150	
	シスタチンC精密測定	130	新設	*70
	ペントシジン	130	新設	*71
28	サーファクタントプロテインD (SP-D)	140		*68
	リボ蛋白 (a) 精密測定	140	160	*72
29	血液ガス分析	(150)		*59・73
	(注) 血液ガス分析は、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。			*74
	Zn	150	170	
	ミオグロビン	150	170	
	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP)	150	170	*75
	P-III-P精密測定	150	170	*76

区分	検査項目名	新	旧	注
30	IV型コラーゲン精密測定	160	180	*76
31	アルブミン非結合型ビリルビン	170		*77
	ビリルビン酸キナーゼ (PK)	170		
	アンギオテンシンI転換酵素 (ACE)	170	190	
	IV型コラーゲン・7S精密測定	170	190	*76
	ビタミンB ₁₂ 定量精密測定	170	200	
32	葉酸精密測定	180	210	
33	アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定	190	170	*78
34	アセトアミノフェン精密測定	200		*79
	臍分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1)	200		*80
	トリプシン	200	230	*65
	ヒアルロン酸	200	230	*81
	心室筋ミオシン軽鎖I精密測定	200	230	*82
	ビタミンB ₆ 定量	200	230	
	レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロール	200	230	*83
35	赤血球コプロポルフィリン定量	210		
36	膵ホスホリパーゼA ₂ (膵PLA ₂) 精密測定	220	250	
37	リポ蛋白リパーゼ精密測定	230	260	*84
	肝細胞増殖因子 (HGF)	230	270	*85
38	CKアイソフォーム	240		*86
	プロリルヒドロキシラーゼ (PH) 精密測定	240		*76
	ビタミンB ₆ 定量	240	280	
39	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定	250	290	*87
40	臍分泌液中 α -フェト蛋白	260		*88
41	赤血球プロトポルフィリン定量	280	320	
42	ビタミンB ₆ 定量精密測定	290	330	
43	プロカルシトニン(PCT)	320	新設	*89
44	ビタミンC定量精密測定	340		
45	1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)	360	420	*90
	生化学包括 (部分)			
	イ 5項目以上7項目以下	102	120	
	ロ 8項目又は9項目	111	130	
	ハ 10項目以上	130	140	

(注) 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

生化学的検査 (II)

D008 内分泌学的検査				
1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55	60	*91
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60	70	
3	17-ヒドロキシコルチコステロイド (17-OHCS)	65	75	
4	ヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β) 分画定性	70		*91・92
5	17-ケトステロイド (17-KS) 精密測定	75	85	
6	ホモバニール酸 (HVA) 精密測定	80	85	
7	T ₃ 摂取率 (T ₃ uptake) 精密測定	85	95	*93
8	5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA) 精密測定	95	100	
9	バニールマンデル酸 (VMA) 精密測定	100	110	
10	プロラクチン (PRL)	110	120	
11	トリヨードサイロニン (T ₃) 精密測定	120	130	*93
	甲状腺刺激ホルモン (TSH) 精密測定	120	130	
	サイロキシン (T ₄) 精密測定	120	130	*93
	レニン活性精密測定	120	130	*94
	ガストリン精密測定	120	130	
	レニン定量精密測定	120	130	*94
	インスリン (IRI) 精密測定	120	140	
12	成長ホルモン (GH) 精密測定	130	150	
	卵巣刺激ホルモン (FSH) 精密測定	130	150	
	C-ペプチド (CPR) 精密測定	130	150	*95
	黄体形成ホルモン (LH)	130	150	
	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定	140		*96
14	サイロキシン結合能 (TBC) 精密測定	150	170	*93
	遊離サイロキシン (FT ₄) 精密測定	150	170	

区分	検査項目名	新	旧	注
	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定	150	170	*97
	遊離トリヨードサイロニン (FT ₃) 精密測定	150	170	*93
	コルチゾール精密測定	150	170	
	アルドステロン精密測定	150	170	
	サイロキシン結合蛋白 (TBG) 精密測定	150	170	
	テストステロン精密測定	150	170	
	サイログロブリン精密測定	150	170	
	ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)	150	170	
	ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定	150	170	*92-98
	15	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定	160	180
ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画精密測定	160	180	*92	
グルカゴン精密測定	160	180		
カルシトニン精密測定	160	180		
16	オステオカルシン精密測定	170	190	*100-101
骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) 精密測定	170	190	*78	
尿中βクロスラプス精密測定	170	190	*102	
	セクレチン精密測定	170		
	プロジェステロン精密測定	170	190	
	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量	170	200	
	遊離テストステロン精密測定	170	200	
17	サイクリックAMP (C-AMP) 精密測定	180	210	
	エストリオール (E ₃) 精密測定	180	210	*103
18	尿中デオキシビリジノリン精密測定	190		*99-100
	エストロジェン	190	210	*103
19	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP) 精密測定	200	230	*104
	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 精密測定	200	230	
	17-ケトジェニックスステロイド (17-KGS) 精密測定	200		
	副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定	200	230	
	エストラジオール (E ₂) 精密測定	200	230	*103
	カテコールアミン分画精密測定	200	230	
	DHEA-S精密測定	200	230	
	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 精密測定	200	230	
20	17-ケトジェニックスステロイド分画 (17-KGS分画) 精密測定	220		
21	カテコールアミン精密測定	230		
	17-ケトステロイド分画 (17-KS分画) 精密測定	230	260	
	エリスロポエチン精密測定	230	260	*105
	17α-ヒドロキシプロジェステロン精密測定	230	270	*106
	抗IA-2抗体精密測定	230	新設	*107
	プレグナンジオール	230	260	
22	メタネフリン精密測定	250	290	*108
	ソマトメジンC精密測定	250	290	*109
	ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定	250	290	
	メタネフリン分画精密測定	250	290	
	アルギニンバゾプレッシン精密測定	250	290	
23	プレグナントリオール精密測定	260		
24	ノルメタネフリン精密測定	280		*108
25	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) 精密測定	290	330	*109
注	内分泌包括 (●部分)			
	イ 3項目以上5項目以下	410	460	
	ロ 6項目又は7項目	630	740	
	ハ 8項目以上	900		

D009 腫瘍マーカー				
1	α-フェトプロテイン (AFP)	34	40	
2	免疫抑制酸性蛋白 (IAP)	55	60	
3	尿中BTA	70		*110
4	癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定	120	130	
	α-フェトプロテイン (AFP) 精密測定	120	130	*111
	組織ポリペプチド抗原 (TPA) 精密測定	120	130	
	扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) 精密測定	120	140	

区分	検査項目名	新	旧	注
5	DUPAN-2精密測定	130	150	
	NCC-ST-439精密測定	130	150	
	CA15-3精密測定	130	150	
6	エラスターゼ1精密測定	140	160	
	前立腺酸性フォスファターゼ精密測定	140	160	
	PSA精密測定	140	160	*112
7	塩基性フェトプロテイン (BFP) 精密測定	150	170	
	CA19-9精密測定	150	170	
	CA72-4精密測定	150	170	
	CA-50精密測定	150	170	
	SPan-1抗原精密測定	150	170	
	シアリルTn抗原 (STN) 精密測定	150	170	
	神経特異エノラーゼ (NSE) 精密測定	150	170	
	PIVKaII精密測定	150	170	*111
8	尿中NMP22精密測定	160	170	*113
	シアリルLe ^x i (SLX) 抗原精密測定	160	180	
	CA125精密測定	160	180	*114
9	シアリルLe ^x (CSLEX) 抗原精密測定	170	190	*115
	フリーPSA/トータルPSA比精密測定	170	190	*116
	BCA225精密測定	170	200	
	I型プロコラーゲンC-プロペプチド精密測定	170	新設	*117
	I型コラーゲンCテロペプチド精密測定	170	新設	*118
10	SP1精密測定	180		
	サイトケラチン19フラグメント精密測定	180	210	*119
	ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) 精密測定	180	210	*120
11	尿中遊離型フコース	190		
	CA602精密測定	190	210	*114
	AFPのレクチン反応性による分画比 (AFP-L ₃ %)	190	220	*121
	CA54/61精密測定	190	220	
	癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT) 精密測定	190	220	*122
12	γ-セミノプロテイン (γ-Sm) 精密測定	200	230	
13	CA130精密測定	210		*114
	尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量 (HCGβコア定量) 精密測定	210	240	*123
14	腫瘍胎児性抗原 (POA) 精密測定	230		
	15	乳頭分泌液中CEA精密測定	310	
	乳頭分泌液中H E R 2タンパク測定	310		*125
	血清中H E R 2タンパク測定	310		*126
16	インターロイキン2受容体 (IL-2R) 精密測定	460	430	*127
注1	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。			
注	腫瘍マーカー包括 (●部分)			
	2項目以上	75		
	腫瘍マーカー包括 (○部分)			
	イ 2項目	230	270	
	ロ 3項目	290	340	
	ハ 4項目以上	420	460	

D010 特殊分析				
1	尿中糖分析	42	48	
2	結石分析	120	140	
3	チロシン	210		*128
4	総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比	300	310	*129
5	アミノ酸定量 イ 1種類につき	320	370	
	ロ 5種類以上	1,300	1,500	
6	アミノ酸分析 (定性)	370	430	
7	脂肪酸分画	450	430	
8	先天性代謝異常症検査	1,200		*130
	(注) 当該保険医療機関内において、当検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。			

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

免疫学的検査

D011 免疫血液学的検査				
1	ABO血液型	21	24	
	Rh(D)血液型	21	24	
2	クームス試験 イ 直接	30	34	
	口 間接	34	40	
3	Rh(その他の因子)血液型	160	180	*131
4	赤血球不規則抗体検査	170	200	*132
(注) 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第12款の各区分に掲げる女性性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。				
5	PAIgG(血小板関連IgG)	200	新設	
6	α-D-NAセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ活性及びα-D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性	210		
7	ABO血液型亜型	260		
8	抗血小板抗体検査	270	310	

D012 感染症免疫学的検査				
1	梅毒脂質抗原使用検査(定性)	15	17	*133
	抗ストレプトリジンO価(ASO価)	15	17	
2	トキソプラズマ抗体価測定	27	31	
3	抗ストレプトキナーゼ価(ASK価)	29	34	
4	TPHA試験(定性)	32	36	
	マイコプラズマ抗体価	32	36	
5	抗連鎖球菌多糖体抗体(ASP)	34	38	
	梅毒脂質抗原使用検査(定量)	34	40	
6	ツツガムシ抗体価	48	55	*134
7	TPHA試験(定量)	55	60	
8	アデノウイルス抗原	60	65	*135
	ヘリコバクター・ピロリ抗体	60		*136-137
	迅速ウレアーゼ試験	60	70	*137
9	ロタウイルス抗原	65	75	*135
10	クロストリジウム・ディフィシル抗原	70	80	
	クラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定	70		
11	クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定	75	70	*138
	ウイルス抗体価(1項目あたり)	75	85	*139
(注) 同一検体についてウイルス抗体価の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。				
12	ヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定	80	70	*137
	百日咳菌抗体価	80	90	
13	HTLV-I抗体価	85	95	
14	トキソプラズマ抗体価精密測定	95	110	
	トキソプラズマIgM抗体価精密測定	95	110	
15	抗抗酸菌抗体価精密測定	110		*140
16	赤痢アメーバ抗体価	120		
	HIV-1抗体価	120	130	*141-142
	HIV-1,2抗体価	120	140	*141-142-143
17	抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB)	130		
	抗溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	130		
	A群β溶連菌迅速試験	130		
18	髄液又は尿中肺炎球菌抗原	140		
	髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原	140		
	インフルエンザウイルス抗原精密測定	140	160	
	カンジダ抗原	140	160	
	糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原	140	160	
19	RSウイルス抗原精密測定	150		*148
	FTA-ABS試験	150	170	
20	大腸菌O157 LPS抗原精密測定	160	140	*149
	ノイラミニダーゼ	160		*150
	D-アラビニトール	160	180	*151
	抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価精密測定	160	新設	*138

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

21	淋菌同定精密検査	170	150	*152
	大腸菌O157 LPS抗体	170		*149-153
	クラミジア・トラコマチス抗原精密測定	170	180	*154
	単純ヘルペスウイルス特異抗原	170	190	*155
	アスペルギルス抗原	170	200	*156
22	マイコプラズマ抗原精密測定(咽頭内)	190		
	大腸菌抗原同定検査	190	210	*157
	クリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原	190	220	
	HTLV-I抗体価精密測定	190	220	
23	ブルセラ凝集反応	200		
	アデノウイルス抗原精密測定	200	210	
	尿中肺炎球菌莢膜抗原	200	新設	*158
24	ツツガムシ抗体価精密測定	210	240	
25	抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定	220		*159
	レプトスピラ抗体価	220	250	*160
	グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定	220	250	*161
	(1→3)-β-D-グルカン	220	250	*162
26	尿中レジオネラ抗原	230	200	*163
	サイトメガロウイルス抗体価精密測定	230	260	*164
	赤痢アメーバ抗体価精密測定	230	260	
	グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定(1項目あたり)	230	260	*165
(注) 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。				
27	上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	240	230	
28	エンドトキシン定量検査	280	320	
	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	280		
	百日咳菌抗体価精密測定	280		
	HIV-I抗体価精密測定	280	320	*166
29	結核菌群抗原精密測定	290		
30	ダニ特異IgG抗体価	310		*167
31	ワイルフェリックス反応	330		
32	ヴィダール反応	350		*168
33	HIV-2抗体価精密測定	370	430	*166
34	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	400	460	*169
35	HTLV-I抗体価精密測定(ウエスタンブロット法)	440	500	*170
36	HIV抗原精密測定	600		*171

D013 肝炎ウイルス関連検査				
1	HBs抗原	29	34	
2	HBs抗体価	32	36	
3	HBs抗原精密測定	95	110	*172
	HBs抗体価精密測定	95	110	
4	HBe抗原精密測定	110	120	
	HBe抗体価精密測定	110	120	
5	HCV抗体価精密測定	120	140	
	HCVコア蛋白質測定	120	140	
6	Hbc抗体価	140	150	
	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	140	160	
7	Hbc抗体価精密測定	150	170	*175
	IgM-HA抗体価精密測定	150	170	*176
	HA抗体価精密測定	150	170	
	IgM-Hbc抗体価精密測定	150	170	*175
	HCVコア抗体価精密測定	150	170	
8	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定	170		*177
9	HCV特異抗体価測定による群別判定	240	280	*178
10	デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定	330		
11	HCV特異抗体価精密測定	340	300	
注	肝炎ウイルス包括(部分)			
	イ 3項目	290	340	
	ロ 4項目	360	420	
	ハ 5項目以上	520	560	

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

D014 自己抗体検査				
1	寒冷凝集反応	12	14	
2	リウマチ因子スクリーニング	17	20	*179
3	リウマチ因子測定	32	36	*180
4	甲状腺自己抗体検査	38	44	*181
5	抗ガラクトース欠損IgG抗体	46	40	*180
6	Donath-Landsteiner試験（寒冷溶血反応）	55	60	
7	抗DNA抗体	60	65	*182
8	抗核抗体	70	75	
9	抗核抗体精密測定	120	130	
	インスリン抗体精密測定	120	130	
	抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定	120	140	
	マトリックスメタプロロテイナーゼ-3 (MMP-3) 精密測定	120	140	
10	抗SS-A/Ro抗体	150	170	*184
	抗SS-B/La抗体	150	170	
	抗Scl-70抗体	150	170	
	抗Jo-1抗体	150	170	
	甲状腺自己抗体精密測定	150	170	*185
	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	150	170	
	抗RNP抗体	150	170	
11	抗Sm抗体	170	190	*184
	抗SS-A/Ro抗体精密測定	170	190	
	抗SS-B/La抗体精密測定	170	190	
	抗Scl-70抗体精密測定	170	190	
	C.q結合免疫複合体精密測定	170	190	*183
12	抗DNA抗体精密測定	180	210	*182
13	抗セントロメア抗体精密測定	190	220	*186
14	モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定	200	230	
15	Cd結合免疫複合体精密測定	210		*183
	IgG型リウマチ因子精密測定	210	240	
16	抗ミトコンドリア抗体精密測定	230	270	*187
	抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI (抗CLβ ₂ GPI) 複合体抗体	230	270	
	抗LKM-1抗体精密測定	230	270	
17	抗カルジオリピン抗体精密測定	250	290	*187
	TSHレセプター抗体精密測定	250	290	*189
18	血清中抗デスモグレイン3抗体	270	310	*190
19	ループスアンチコアグラント	290	330	*191
	細胞質性抗好中球細胞質抗体価	290	330	
	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ (MPO-ANCA)	290	340	*192
	抗糸球体基底膜抗体精密測定	290	340	*193
20	血清中抗デスモグレイン1抗体	300	310	*194
21	TSH刺激性レセプター抗体 (TSAb) 精密測定	330	370	*189
22	抗アセチルコリンレセプター抗体価	940	1,100	*195
	自己抗体包括 (●部分)			
	イ 2項目	320	370	
	ロ 3項目以上	490		

D015 血漿蛋白免疫学的検査				
1	C反応性蛋白 (CRP) 定性	17	19	
	C反応性蛋白 (CRP) 定量	17	20	
2	赤血球コプロポルフィリン定性	30		
	G-6-Pase	30		
3	G-6-PDH定性	34		
	赤血球プロトポルフィリン定性	34		
4	血清補体価 (CH ₅₀)	38	44	*196
	免疫グロブリン	38	44	
5	α ₁ -酸性糖蛋白測定	42		
	クリオグロブリン	42	48	
6	血清アミロイドA (SAA) 蛋白精密測定	48	50	*197
7	トランスフェリン	60	70	*198

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

8	補体蛋白 (C ₃)	75	85	*199
	補体蛋白 (C ₄)	75	85	
9	セルロプラスミン	95	110	
10	非特異的IgE	110	120	
	特異的IgE	110	120	
(注) 特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算出する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点 (←1,560点) を限度として算定する。				
11	β ₂ -ミクログロブリン (β ₂ m)	120		
	プレアルブミン	120		
	レチノール結合蛋白 (RBP)	120	140	
12	レチノール結合蛋白 (RBP) 精密測定	140	150	
13	α ₁ -ミクログロブリン	150	170	
	ハプトグロビン (型補正を含む)	150	170	
14	α ₁ -酸性糖蛋白精密測定	160	150	
15	C ₃ プロアクチベータ	170		
16	ヘモベキシン	180		
	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン (HRT) 測定	180	210	
17	血中APRスコア	200		*201
	アトピー鑑別試験	200	230	*202
18	頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン	210	240	*80-203
19	尿蛋白免疫電気泳動	220	250	
20	免疫電気泳動法 (同一検体に対し一連につき)	240	280	*204
21	C ₁ インアクチベータ	290	300	
22	免疫グロブリンL鎖κ/λ比	340		*205
23	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γ測定	410	新設	*206

D016 細胞機能検査				
1	表面免疫グロブリン測定検査 (一連につき)	170	200	
2	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	200	220	*207
3	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査	210	240	
4	モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査 (一連につき)	220	250	*208
5	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	230		*209
6	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査	290		*210
	リンパ球幼若化検査 (一連につき)	290	340	*211

微生物学的検査

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査				
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	29	34	*212
2	保温装置使用アメーバ検査	38	40	
3	その他のもの	17	19	

D018 細菌培養同定検査				
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	120	140	*213
2	消化管からの検体	120	130	
	血液又は穿刺液	120	130	
3	泌尿器又は生殖器からの検体	110	120	
4	その他の部位からの検体	95	110	
5	簡易培養検査	50	55	
(注) 1から5については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、65点 (←75点) を加算する。				

D019 細菌薬剤感受性検査				
1	1菌種	110	120	*214
2	2菌種	150	170	
3	3菌種以上	200	230	

D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査				
	酵母様真菌薬剤感受性検査	110	新設	*215

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

D020 抗酸菌分離培養検査				
1	抗酸菌分離培養検査1	130	140	*216-217
2	抗酸菌分離培養検査2	120	130	*216-218

D021 抗酸菌同定検査				
1	ナイアシンテスト	85	90	
2	その他の同定検査 (種目数にかかわらず1連につき)	240	250	*219

D022 抗酸菌薬剤感受性検査				
1	3薬剤以下 (培地数に関係なく)	190	200	*220
2	4薬剤以上 (培地数に関係なく)	210	230	

D023 微生物核酸同定・定量検査				
1	白血球中細菌核酸同定検査 (1菌種あたり)	130		
2	淋菌核酸同定精密検査	200	230	*221
	クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査	200	230	*222
3	淋菌核酸増幅同定精密検査	210	240	*223
	クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査	210	240	*224
4	HBV核酸同定精密測定	290	340	*225
	HBV核酸定量測定	290	340	*226
5	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸同定精密検査	300	新設	*227
6	DNAポリメラーゼ	330	350	
7	HCV核酸同定検査	360	410	*228
8	抗酸菌群核酸同定精密検査	380	430	
9	結核菌群核酸増幅同定検査	400	470	*229
10	マイコバクテリウムアビウム・イントラセラー核酸同定精密検査	420	490	*230
11	HIV-1核酸同定検査	430		*231
12	HCV核酸定量検査	440	510	*232
13	血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査	450	480	*233
14	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	470	410	*234
15	SARSコロナウイルス核酸増幅検査	480		*235
16	HIV-1核酸増幅定量精密検査 (注) 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点(←90点)を加算する。	510	530	*236
17	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	550		*237
18	HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査	6,000	新設	*238

D023-2 その他の微生物学的検査				
1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2)	55		*239
2	尿素呼吸試験	60	70	*137
3	腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒 (TDH) 検査	160		*240
4	大腸菌ベロトキシン検出検査	190	200	*241

D024 動物使用検査				
	動物使用検査	170		*242
注	使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。			

基本的検体検査実施料

D025 基本的検体検査実施料 (1日につき)				
1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140	150	
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110	120	
注1	特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。			
注2	次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ 尿中一般物質定性半定量検査 ロ 尿中特殊物質定性定量検査 ハ 尿沈渣顕微鏡検査 ニ 糞便検査 ホ 穿刺液・採取液検査 ヘ 血液形態・機能検査			

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

	ト 出血・凝固検査			
	チ 血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)			
	リ 血液化学検査			
	ヌ 免疫血液学的検査 ABO血液型及びRh (D) 血液型			
	ル 感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査 (定性)、抗streptトリジンO価 (ASO価)、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査 (定量)、TPHA試験 (定量)、TPHA試験 (定性) 及びHIV-1抗体価			
	ヲ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体価、HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価			
	ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応、リウマチ因子スクリーニング及びリウマチ因子測定			
	カ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP) 定量、血清補体価 (CH ₅₀) 及び免疫グロブリン			
	コ 微生物学的検査			
注3	療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重傷者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定病院料を算定している患者については適用しない。			

検体検査判断料

D026 検体検査判断料				
1	尿・糞便等検査判断料	34		
2	血液学的検査判断料	135		
3	生化学的検査 (I) 判断料	155		
4	生化学的検査 (II) 判断料	135	134	
5	免疫学的検査判断料	144		
6	微生物学的検査判断料	150		
注1	検体検査判断料は当該する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査 (I) 判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。			
注2	注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。			
注3	別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、次に掲げる点数 (検体検査管理加算 (II) については入院中の患者に限る) を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算 (II) を算定した場合には、検体検査管理加算 (I) は算定しない。 イ 検体検査管理加算 (I) : 40点 ロ 検体検査管理加算 (II) : 300点			

D027 基本的検体検査判断料				
	基本的検体検査判断料	630		
注1	特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査 (I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。			
注2	区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する基準に適合するものとして届出を行った保険医療機関 (特定機能病院に限る) において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算 (II) を算定した場合には、検体検査管理加算 (I) は算定しない。			

病理学的検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

病理学的検査

D100 病理組織迅速顕微鏡検査				
	病理組織迅速顕微鏡検査（1手術につき）	1,990	1,790	*243
注	テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関間でを行った場合に限り、当該患者について算定する。			

D101 病理組織顕微鏡検査				
	病理組織顕微鏡検査（1臓器につき）	880		*244
注1	検査に当たって、3臓器以上の検査を行った場合は、3臓器を限度として算定する。			
注2	検査に当たって、電子顕微鏡による検査または免疫抗体法を用いた検査を行った場合は、所定点数にそれぞれ2,000点（←1,200点）または350点（←300点）を加算する。			
注3	リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数える。			

D101-2 その他の病理組織検査				
1	エストロゲンレセプター検査	720	810	*245
2	プロジェステロンレセプター（PgR）検査	690	810	
3	HER2タンパク	690	810	*246

D102 細胞診検査				
1	婦人科材料（1部位につき）	150		*247
2	その他（1部位につき）	190		

D103-2 HER2遺伝子				
	HER2遺伝子	2,500	2,000	*248

病理学的検査診断・判断料

D104 病理診断料				
	病理診断料	410	255	
注1	病理学的検査を専ら担当する医師が勤務する病院である保険医療機関において、区分番号D100に掲げる病理組織迅速顕微鏡検査、区分番号D101に掲げる病理組織顕微鏡検査若しくは区分番号D101-2に掲げるその他の病理組織検査に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本を診断した場合に、これらの検査の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
注2	当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本を診断した場合は、区分番号D100に掲げる病理組織迅速顕微鏡検査、区分番号D101に掲げる病理組織顕微鏡検査又は区分番号D101-2に掲げるその他の病理組織検査は別に算定できないものとする。			

D105 病理学的検査判断料				
	病理学的検査判断料	146		
注1	病理学的検査の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。			
注2	病理診断料を算定した場合には、算定しない。			

生体検査料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

超音波検査等

D217 骨塩定量検査				
1	DEXA法による腰椎撮影	360		*249
2	MD法	140		
	SEXA法等	140		
3	超音波法	80		

負荷試験等

D286 肝及び腎のクリアランステスト				
	肝及び腎のクリアランステスト	150		
注1	検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコープを行った場合は、所定点数に区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法又はD317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープの所定点数を併せて算定する。			
注2	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、所定点数に含まれるものとする。			

D287 内分泌負荷試験				
1	下垂体前葉負荷試験			
	成長ホルモン（GH）（一連として月1回）	1,200		
	ゴナドトロピン（LH及びFSH）（一連として月1回）	1,600		
	甲状腺刺激ホルモン（TSH）（一連として月1回）	1,200		
	プロラクチン（PRL）（一連として月1回）	1,200		
	副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）（一連として月1回）	1,200		
2	下垂体後葉負荷試験（一連として月1回）	1,200		
3	甲状腺負荷試験（一連として月1回）	1,200		
4	副甲状腺負荷試験（一連として月1回）	1,200		
5	副腎皮質負荷試験			
	イ 鉱質コルチコイド（一連として月1回）	1,200		
	ロ 糖質コルチコイド（一連として月1回）	1,200		
6	性腺負荷試験（一連として月1回）	1,200		
注1	1月に3,600点を限度として算定する。			
注2	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。			

D288 糖負荷試験				
1	常用負荷試験（血糖、尿糖検査を含む。）	200		
2	耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合）、グルカゴン試験	900		
注	注射、採血及び検体測定費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。			

D289 その他の機能試験				
1	脾機能テスト（PFDテスト）	100		
	肝機能テスト（ICG1回又は2回法、BSP2回法）	100		
	ビリルビン負荷試験	100	新設	
	馬尿酸合成試験	100	新設	
	フィッシュバーグ	100	新設	
	水利尿試験	100	新設	
	アジスカウント（Addis 尿沈渣定量検査）	100	新設	
	モーゼンタール法	100	新設	
	キシローゼ試験	100	新設	
	ヨードカリ試験	100	新設	
注	検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。			

指導管理料

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

指導管理等

B001 特定疾患治療管理料				
2	特定薬剤治療管理料			
	ジギタリス製剤	470		
	テオフィリン	470		
	不整脈用剤			
	プロカインアミド	470		
	N-アセチルプロカインアミド	470		
	ジソピラミド	470		
	キニジン	470		
	アプリンジン	470		
	リドカイン	470		
	塩酸ピルジカインド	470		
	プロパフェノン	470		
	メキシレチン	470		
	フレカイニド	470		
	コハク酸シベンゾリン	470		
	ビルメノール	470		
	アミオダロン	470		
	抗てんかん剤	470		
	ハロペリドール製剤	470		
	プロムペリドール製剤	470		
	リチウム製剤	470		
	アミノ配糖体 抗生物質 (入院中の患者)	470		
	グリコペプチド系抗生物質 (入院中の患者)			
	バンコマイシン	470		
	テイコブラニン	470		
	免疫抑制剤			
	シクロスポリン	470		
	タクロリムス水和物	470		
	サリチル酸系製剤	470		
	メトトレキサート	470		
注1	ジギタリス製剤または抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者、その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。			
注2	同一患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回とし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。			
注3	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料として算定する。			
注4	抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外に対して行った薬剤血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。			
注5	てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与している患者について、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。			
注6	臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、所定点数に2,740点を加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理にかかる薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定するべき月に限り、所定点数に280点を加算する。			

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

3	悪性腫瘍特異物質治療管理料			
	イ 測定方法が一般的なもの	220		
	ロ 測定方法が精密なもの			
	(1) 1項目の場合	360		
	(2) 2項目以上の場合	400		
注1	イについては、悪性腫瘍の患者に対して、 α フェトプロテイン (AFP)、免疫抑制酸性蛋白 (IAP) 及び尿中BTAに係る検査のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
注2	ロについては、悪性腫瘍の患者に対して区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査 (注1に規定する検査を除く。) のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。			
注3	注2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、口の所定点数に150点 (←160点) を加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合はこの限りでない。			
注4	注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、口の所定点数のみにより算定する。			
注5	腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。			
注6	注1及び注2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。			
15	慢性維持透析患者外来医学管理料	2,305	2,460	
注1	入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。			
注2	第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査 (I) 判断料、生化学的検査 (II) 判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。			
	イ	尿中一般物質定性半定量検査		
	ロ	尿沈渣顕微鏡検査		
	ハ	糞便検査		
		潜血反応検査、ヘモグロビン		
	ニ	血液形態・機能検査		
		赤血球沈降速度測定、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像		
	ホ	出血・凝固検査		
		出血時間測定、凝固時間測定		
	ヘ	血液化学検査		
		総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ (ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミールトランスペプチダーゼ (γ -GTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ (CPK)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO ₄ 、総コレステロール、グルタミン・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (GOT)、グルタミン・ピルビク・トランスアミナーゼ (GPT)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)、 β -リポ蛋白、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能 (UIBC)、総鉄結合能 (TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、Al、フェリチン、シスタチンC精密測定、ペントシジン		

区分	検査項目名	新	旧	注
----	-------	---	---	---

	<p>ト 内分泌学的検査 トリヨードサイロニン (T₃) 精密測定、サイロキシン (T₄) 精密測定、甲状腺刺激ホルモン (TSH) 精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、遊離トリヨードサイロニン (FT₃) 精密測定、C-ペプチド (CPR) 精密測定、遊離サイロキシン (FT₄) 精密測定、カルシトニン精密測定、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定</p> <p>チ 感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査</p> <p>リ 肝炎ウイルス関連検査 HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価</p> <p>ヌ 血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白 (CRP)、血清補体価 (CH₅₀)、免疫グロブリン、補体蛋白 (C₃)、補体蛋白 (C₄)、トランスフェリン、β₂-マイクログロブリン (β₂-m)</p> <p>ル 心電図検査</p> <p>ヲ 写真診断 単純撮影 (胸部)</p> <p>ワ 撮影 単純撮影 (胸部)</p>			
--	---	--	--	--

B001-3 生活習慣病管理料				
1	保険薬局において調剤を受けるために処方せ んを交付する場合			
	イ 高脂血症を主病とする場合	900	1,050	
	ロ 高血圧症を主病とする場合	950	1,100	
	ハ 糖尿病を主病とする場合	1,050	1,200	
2	1以外の場合			
	イ 高脂血症を主病とする場合	1,460	1,550	
	ロ 高血圧症を主病とする場合	1,310	1,400	
	ハ 糖尿病を主病とする場合	1,560	1,650	
注1	許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者及び老人保健法の規定による医療を受けるものを除く。）に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。			
注2	生活習慣病管理を受けている患者に対して行なった医学管理等、検査、投薬及び注射の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。			

B001-4 手術前医学管理料				
1	手術前医学管理料	1,192	1,310	

B001-5 手術後医学管理料（1日につき）				
1	病院の場合	1,188	1,340	
2	診療所の場合	1,056	1,190	

[注] (下線は、改正又は追加された部分を示す)

- * 1: 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。
- * 2: 尿中一般物質定性半定量検査は、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。
 - イ 比重
 - ロ pH
 - ハ 蛋白
 - ニ 糖
 - ホ ウロビリノーゲン
 - ヘ ウロビリリン
 - ト ビリルビン
 - チ アセトン体 (ケトン体)
 - リ 潜血
 - ヌ 試験紙法による尿細菌検査
 - ル 食塩検査
 - ヲ 試験紙法による白血球検査
 - ワ アルブミン
- * 3: 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。
- * 4: 先天性代謝異常症の尿スクリーニングテストとは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。
 - ア 塩化第2鉄反応
(フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む)
 - イ 酸性ムコ多糖類
 - ウ システイン、シスチン等のSH化合物
 - エ ヒスチジン
 - オ メチルマロン酸
 - カ ミロン反応
 - キ イサチン反応
 - ク ベネディクト反応
- * 5: ポルフィリン症スクリーニングテストとして、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDean and Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- * 6: マイクロトランスフェリン (尿中) 精密測定、アルブミン定量精密測定及びIV型コラーゲン定量精密測定は、早期糖尿病性腎症患者であって微量アルブミン尿を伴うもの (糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。) に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 7: 尿沈渣顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査のすべての費用を含む。
- * 8: 尿沈渣顕微鏡検査は、「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- * 9: 尿沈渣顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣顕微鏡検査を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。
- * 10: 本測定は区分「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。
- * 11: ヘモグロビン又はヘモグロビン精密測定と潜血反応検査を同時に実施した場合にはヘモグロビン又はヘモグロビン精密測定の所定点数のみ算定する。ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「7」のヘモグロビンにより算定する。ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「9」のヘモグロビン精密測定により算定する。
- * 12: 胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応 (ニンヒドリン反応、ピウレット反応等)、毒物、潜血、虫卵、ウロビリリンの定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- * 13: 髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンデイ、ワイヒプロト等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- * 14: 精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査のすべての費用が含まれる。
- * 15: 頸管粘液検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査 (結晶、細菌、血球、膺上皮細胞等) 等の費用が含まれる。
- * 16: 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼは、赤色ラテックス着色法により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- * 17: 子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密測定は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。
- * 18: 膈分泌液中乳酸脱水素酵素 (LDH) 半定量のためのタンボンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。
- * 19: 関節液中コンドロカリンは、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。
- * 20: 羊水中肺サーファクタントアポ蛋白 (SP-A) を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。
- * 21: 「11」のインデックス、「12」の髄液MBP、髄液オリゴクローナルバンド測定は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。
- * 22: 「13」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。
当該検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 23: 区分「D004」の「13」悪性腫瘍遺伝子検査、区分「D0062」血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査) 又は区分「D0066」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 24: 赤血球沈降速度測定は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- * 25: 同一検体について、好酸球数及び末梢血液像の検査を行った場合は、末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- * 26: 末梢血液像及び骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
末梢血液像及び骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- * 27: 末梢血液像の「注」及び骨髄像の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
 - ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリフォスファターゼ染色
 - エ パス染色
 - オ 鉄染色 (ジデロプラスト検索を含む)
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色

- * 28: 末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定 (Hb)、ヘマトクリット値 (Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- * 29: 赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
ア シュガーウォーターテスト
イ ハムテスト
ウ クロスビーテスト
エ パルパート法
オ サンフォード法
- * 30: ヘモグロビンA_{1c} (HbA_{1c})、「D007」血液化学検査の「17」のグリコアルブミン又は「22」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG) のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- * 31: デオキシシジミジキナーゼ (TK) 活性精密測定は、造血管腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 32: ターミナルデオキシヌクレオチルトランスフェラーゼ (TdT) 精密測定は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 33: モノクローナル抗体法による造血管悪性腫瘍細胞検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。
- * 34: 出血時間測定時の耳朶採血料は、出血時間測定の所定点数に含まれる。
- * 35: 複合凝固因子検査に該当する検査は、オーレンのトロンボテスト、ヘパラスチンテスト等をいい、トロンボテストとプロトロンビン時間を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 36: 血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- * 37: PIVKA IIは出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- * 38: フィブリノーゲン分解産物精密測定は、線維素分解産物 (FDP) 測定が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。
- * 39: 凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- * 40: 第Ⅷ因子様抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法によるものである。
- * 41: プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定をトロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体 (TAT) 精密測定と同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 42: トロンボモジュリン精密測定は、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- * 43: フィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DICの診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。フィブリンモノマー複合体定量精密測定、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体 (TAT) 精密測定及びプロトロンビンフラグメントF1+2精密測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 44: 別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法による。
(施設基準は、検体検査管理加算 (Ⅱ) の算定要件に準ずる。また、届け出前の実績期間を要しない。)
- * 45: Major bcr-abl mRNA核酸増幅精密測定は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。
- * 46: 進行性筋ジストロフィー遺伝子検査は、症状があり、デュシェンヌ型筋ジストロフィー、ベッカー型筋ジストロフィー又は福山型先天性筋ジストロフィーを疑う患者に対して、PCR法を用いて、診断の目的で行った場合に限り、患者1人につき1回限り算定する。
- * 47: 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画像製代を含む。
- * 48: 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。
- * 49: Na及びClについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 50: Ca及びイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。
- * 51: 膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。
ア 硫酸亜鉛試験 (クンケル反応) (ZTT)
イ チモール混濁反応 (TTT)
- * 52: 総鉄結合能 (TIBC) (又は総鉄結合能 (TIBC) 精密測定)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (又は不飽和鉄結合能 (UIBC) 精密測定) 及び鉄の検査については、いずれか2項目の測定を実施すれば他の項目については計算により求めることができることから、同時に3項目の所定点数の算定はできない。
- * 53: HDLコレステロール、総コレステロール及びLDLコレステロールを併せて測定した場合は、主たるものの2つの所定点数を算定する。
- * 54: P及びHPO₄については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。
- * 55: マンガンは、1月以上 (胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上) 高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- * 56: ケトン体及びケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- * 57: 有機モノカルボン酸定量については、グルタチオン、乳酸、ビルビン酸及びα-ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- * 59: 同一検体について重炭酸塩及び血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- * 60: グリコアルブミンは、HPLC (2カラム) 又はHPLC (1カラム) 発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- * 61: 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆酸測定を酵素法により実施した場合は、「19」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「14」の胆酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- * 62: CPK・アイソザイム精密測定とは、血清クレアチン・フォスフォキナーゼ (CPK) のMB型アイソザイム測定をいう。
- * 63: 心筋トロポニンT定性は、診療の結果から心筋梗塞が疑われるが、心電図による所見のみでは診断がつかない患者に対して検査を行った場合に、心筋梗塞の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。ただし、すでに心筋梗塞の治療のために入院中の患者に対して検査を行った場合は算定できない。
- * 64: ヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- * 65: 膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI) とトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- * 66: 乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- * 67: アポリポ蛋白は、AI、AII、B、CII、CIII及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- * 68: サーファクタントプロテインA (SPA)、シアル化糖鎖抗原KL6及びサーファクタントプロテインD (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。サーファクタントプロテインA (SPA) 及びサーファクタントプロテインD (SP-D) は、EIA法により、シアル化糖鎖抗原KL6はEIA法又はECLIA法による。

- * 69: 心筋トロポニンT精密測定と心筋トロポニンI精密測定を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 70: ア シスタチンC精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
イ シスタチンC精密測定は、尿素窒素 (BUN) 又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、ペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 71: ペントシジンは尿素窒素 (BUN) 又はクレアチニンにより腎機能低下 (糖尿病性腎症によるものを除く。) が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、シスタチンC精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 72: リポ蛋白 (a) 精密測定は、3か月に1回を限度として算定できる。
- * 73: 血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃⁻の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定しない。
- * 74: 血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合のみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみ場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
- * 75: ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。
ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP) とミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 76: IV型コラーゲン精密測定又はIV型コラーゲン・7S精密測定は、プロリルヒドロキシラーゼ (PH) 精密測定又はP-III-P精密測定と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。
- * 77: アルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展する恐れがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- * 78: 骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) 精密測定及びアルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 79: アセトアミノフェン精密測定は、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- * 80: 腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) と頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 81: ヒアルロン酸はサンドイッチバインディングプロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディングプロテイン アッセイ法、LA法 (測定機器を用いるもの) 又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- * 82: 心室筋ミオシン軽鎖I精密測定は、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- * 83: レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロールは免疫吸着法酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- * 84: リポ蛋白リパーゼ精密測定は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは「D500」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
- * 85: 肝細胞増殖因子 (HGF) はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- * 86: CKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定されるクレアチン・フォスフォキナーゼ (CPK) の費用は別に算定できない。
- * 87: 2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- * 88: 腔分泌液中α-フェトプロテインは色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。
- * 89: プロカルシトニン (PCT) は、敗血症 (細菌性) を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分「D012」感染症疫学的検査の「28」のエンドトキシン定量検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 90: 1,25ジヒドロキシビタミンD₃ (1,25(OH)₂D₃) は、ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。
なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。
- * 91: ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性及びヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画定性は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- * 92: ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画定性及びヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画精密測定は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。
ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画定性、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画精密測定それぞれについて、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定を同時に実施した場合は、それぞれいずれか一方の所定点数のみ算定する。
- * 93: トリヨードサイロニン (T₃) 精密測定及び遊離トリヨードサイロニン (FT₃) 精密測定が実施されている場合又は遊離トリヨードサイロニン (FT₃) 精密測定及び遊離サイロキシン (FT₄) 精密測定が実施されている場合において、同時に行ったT₃摂取率 (T₃-uptake) 精密測定については、別に算定できない。
サイロキシン (T₄) 精密測定及びサイロキシン結合蛋白 (TBG) 精密測定が実施されている場合又はサイロキシン (T₄) 精密測定及び遊離サイロキシン (FT₄) 精密測定が実施されている場合において、同時に行ったT₄摂取率 (T₄-uptake) 精密測定については、別に算定できない。
- * 94: レニン活性精密測定とレニン定量精密測定を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
- * 95: C-ペプチド (CPR) 精密測定を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- * 96: ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定は、入院中の患者については急性心不全又は慢性心不全の急性増悪時の病態把握のため、入院中の患者以外の患者については心不全の病態把握のために実施した場合に1回に限り算定する。
1週間以内にヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定とヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日) を記載する。
- * 97: 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、インスリン依存型糖尿病 (IDDM) の診断に用いた場合に算定できる。
- * 98: ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定は、HCG・LH検査 (試験管法) を含むものである。
- * 99: I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定及び尿中デオキシピリジノリン精密測定は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。
なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- * 100: I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定、オステオカルシン精密測定又は尿中デオキシピリジノリン精密測定を併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。

- * 101: オステオカルシン精密測定は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による上皮小体腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。
- * 102: 尿中 β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- * 103: エストロゲン及びエストロゲン精密測定については、エストリオール (E_a) 精密測定又はエストラジオール (E_b) 精密測定と同時に実施した場合は算定できない。
- * 104: 副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP) 精密測定又は副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 精密測定は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。
- * 105: エリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。
- * 106: 17 α -ヒドロキシプロゲステロン精密測定は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- * 107: 抗IA-2抗体精密測定は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、インスリン依存型糖尿病 (IDDM) の診断に用いた場合に算定する。なお、当該検査を算定するにあたっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 108: ノルメタネフリン精密測定は、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、メタネフリン精密測定を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 109: インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP3) 精密測定は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究会「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。
インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP3) 精密測定をソマトメジンC精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 110: 尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、「B001」特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「イ」を算定する。
- * 111: 同一月内に α -フェトプロテイン (AFP) 精密測定とPIVKAII精密測定を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- * 112: PSA精密測定は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSA精密測定の検査結果が4.0ng/ml以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。
なお、当該検査を2回以上算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- * 113: 尿中NMP22精密測定は、「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
尿中NMP22精密測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後にを行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。
- * 114: CA125精密測定、CA130精密測定、CA602精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- * 115: シアリルLe^x (CSLEX) 抗原精密測定は、診察及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。
シアリルLe^x (CSLEX) 抗原精密測定とCA15-3精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 116: フリーPSA/トータルPSA比精密測定は、診察及び他の検査 (PSA精密測定等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- * 117: 「9」のI型コラーゲンCテロペプチド精密測定、区分「D008」内分泌学的検査の「15」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定又は「18」の尿中デオキシピリジノリン精密測定は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍異物治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 118: 「9」のI型プロコラーゲン-Cプロペプチド精密測定は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍異物治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 119: サイトケラチン19フラグメント精密測定は、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。
また、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- * 120: ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) 精密測定を神経特異エノラーゼ (NSE) 精密測定と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- * 121: 同一月内にAFPのレクチン反応性による分画比 (AFP-L₃%) を α -フェトプロテイン (AFP) 精密測定又はPIVKAII精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。AFP-L₃%は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
- * 122: 癌関連グラクトース転移酵素 (GAT) 精密測定は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- * 123: 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コア定量 (HCG β コア定量) 精密測定は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- * 124: 乳頭分泌液中CEA精密測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- * 125: 乳頭分泌液中HER2タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2タンパクを測定した場合に限り算定する。
乳頭分泌液中HER2タンパク測定及び乳頭分泌液中CEA精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 126: 血清中HER2タンパク測定は、乳癌であると既に確定診断され、かつHER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- * 127: インターロイキン2受容体 (IL2R) 精密測定は、非ホジキンリンパ腫、ATLの経過観察、寛解後のフォローのために測定した場合のみ算定できる。
- * 128: チロシン測定は、酵素法による。
- * 129: 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比は、酵素法による。
- * 130: 先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィ・マススペクトロメトリーを用いて診断を行った場合に算定する。
- * 131: Rh (その他の因子) 血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- * 132: 赤血球不規則抗体検査は、輸血症又は妊娠歴のある患者に対し、胸部手術、心・脈管手術、腹部手術又は子宮全摘術、子宮悪性腫瘍手術、子宮付属器悪性腫瘍手術 (両側)、帝王切開術又は子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又はK920輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血症又は妊娠歴がある旨を記載する。
- * 133: 梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応 (ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等) をいい、梅毒脂質抗原使用検査 (定性) 又は梅毒脂質抗原使用検査 (定量) ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。
- * 134: ツツガムシ抗体価及びツツガムシ抗体価精密測定はそれぞれ各株ごとに算定する。

- *135: アデノウイルス抗原とロタウイルス抗原を同時に測定した場合にあっては、主たる検査の所定点数のみ算定する。
- *136: ヘリコバクター・ピロリ抗体は、IA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法（簡易法）により実施した場合に算定する。
- *137: 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取り扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に則して行うこと。
- *138: 「10」のクラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定又は「11」のクラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定のうち1項目又は2項目を、「20」の抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価精密測定と同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *139: ウイルス抗体価は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。
 イ アデノウイルス
 ロ コクサッキーウイルス
 ハ サイトメガロウイルス
 ニ EBウイルス
 ホ エコーウイルス
 ヘ ヘルペスウイルス
 ト インフルエンザウイルスA型
 チ インフルエンザウイルスB型
 リ ムプスウイルス
 ス パラインフルエンザウイルスI型
 ル パラインフルエンザウイルスII型
 ラ パラインフルエンザウイルスIII型
 ワ ポリオウイルスI型
 カ ポリオウイルスII型
 ヨ ポリオウイルスIII型
 タ RSウイルス
 レ 風疹ウイルス
 ソ 麻疹ウイルス
 ツ 日本脳炎ウイルス
 ネ オーム病クラミジア
 ウイルス抗体価に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。
 単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。
- *140: 抗抗酸菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
- *141: 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らか者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ次のいずれかに該当する者に対して、HIV-1抗体価又はHIV-2抗体価を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらずに所定点数を算定する。ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。
 ア 新生児出血症（新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等）等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
 イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
 ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐血があった者
 エ 大量に出血するような手術を受けた者（出産時の大量出血も含む）
 なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合でHIV感染症を疑わせる自覚症状がある場合は、本検査を算定できる。
- *142: K920 輸血料（「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。）を算定した患者又は血漿成分製剤（新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等）の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後にHIV-1抗体価又はHIV-2抗体価の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。
 他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であっても同様とする。
 上記の場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。
- *143: HIV-1抗体価は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- *144: A群β溶連菌迅速試験と「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。
- *145: インフルエンザウイルス抗原精密測定は、発症後48時間以内
- た場合に限り算定することができる。
 本検査と本区分「11」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「20」のノイラミニダーゼを併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
 本検査は光学的抗原抗体反応（OIA法）により実施した場合にも算定できる。
- *146: カンジダ抗原は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- *147: 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。
- *148: RSウイルス抗原精密測定は、入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- *149: 大腸菌O157 LPS抗原精密測定、大腸菌O157 LPS抗体及び「D018」細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- *150: ノイラミニダーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内
- に実施した場合に限り算定する。
 ノイラミニダーゼと本区分「11」のウイルス抗体価のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「18」のインフルエンザウイルス抗原精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *151: D-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- *152: 淋菌同定精密検査は、「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。
- *153: 大腸菌O157 LPS抗体は、IA法による。
- *154: クラミジアトラコマチス抗原精密測定は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
 クラミジアトラコマチス抗原精密測定（結膜又は鼻咽腔内からの検体によるもの）は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
- *155: 単純ヘルペスウイルス特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- *156: アスペルギルス抗原はIA法又はELISA法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
- *157: 大腸菌抗原同定検査は、「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において「D018」細菌培養同定検査等の費用は別には算定できない。
- *158: 免疫クロマト法により実施した場合に限り、算定できる。
- *159: 抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例（肺アニサキス症等）における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- *160: レプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カンコーラのそれぞれについて算定する。
- *161: グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定は、クラミジアトラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患（骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等）の診断に際し、IgG抗体価又はIgA抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、IgM抗体価を測定した場合に算定する。
 IgG抗体価、IgA抗体価及びIgM抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- *162: (1→3)-β-D-グルカン
- は、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
 なお、本検査をカンジダ抗原、D-アラビニトール、アスペルギルス抗原又はクリプトコックス・ネオフォルマンズ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *163: 尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。

- * 164: サイトメガロウイルス抗体価精密測定をグロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- * 165: グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定は、下記の項目のウイルスのIgG型ウイルス抗体価又はIgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、ヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、IgM型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
イ 水痘ウイルス
ロ 風疹ウイルス
ハ サイトメガロウイルス
ニ EBウイルス
ホ 麻疹ウイルス
ヘ ムンプスウイルス
ト ヒトパルボウイルスB19
同一ウイルスについてIgG型ウイルス抗体価及びIgM型ウイルス抗体価を測定した場合には、いずれか一方の点数を算定する。
「11」のウイルス抗体価と併せて測定した場合には、いずれか一方の点数を算定する。
- * 166: HIV-1抗体価精密測定又はHIV-2抗体価精密測定は、スクリーニング検査としてのHIV-1抗体価又はHIV-1,2抗体価が陽性の場合の確認診断用の検査である。
- * 167: ダニ特異IgG抗体価は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- * 168: ワイルフェリックス反応及びヴィダール反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。
- * 169: 白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原は免疫染色法により、骨髄移植後、臓器移植後、臍帯血移植後若しくは同種末梢血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者に対して行った場合のみ算定できる。
- * 170: HTLV-I抗体価精密測定（ウェスタンブロット法）は、HTLV-I抗体価又はHTLV-I抗体価精密測定によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合のみ算定する。
- * 171: HIV抗原精密測定は、HIV感染者の経過観察又はHIV感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。
- * 172: HBs抗原検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「D013」肝炎ウイルス関連検査の「1」のHBs抗原により算定する。
- * 173: HCVコア蛋白質測定は、EIA法又はIRMA法による。
- * 174: HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価は、PHA法による定性法又は粒子凝集法による。
- * 175: HBc抗体価精密測定とIgM-HBc抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- * 176: HA抗体価精密測定とIgM-HA抗体価精密測定を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- * 177: HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定は、PHA法による定量測定を行った場合に算定する。
- * 178: HCV特異抗体価測定による群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- * 179: リウマチ因子スクリーニングとは、ラテックス凝集反応を利用したりウマチ因子検出検査（RAテスト）及びベントナイト凝集反応をいう。リウマチ因子スクリーニングテストをLA（測定機器を用いるもの）で行った場合は、「D014」自己抗体検査の「3」のリウマチ因子測定により算定する。
- * 180: 抗ガラクトース欠損IgG抗体と、リウマチ因子測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 181: 甲状腺自己抗体検査は、サイログロブリン抗体の検出及びマイクロゾーム抗体の検出を含む。
- * 182: 抗DNA抗体は、抗ssDNA抗体-IgG検査及び抗dsDNA抗体-IgG検査を含み、抗DNA抗体精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定とする。
- * 183: 「15」のIgG型リウマチ因子精密測定、「11」のC_q結合免疫複合体精密測定、「15」のC_d結合免疫複合体精密測定及び「14」のモノクローナルRF結合免疫複合体精密測定並びに「9」の抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定及び「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ3（MMP-3）精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たる点数のみを算定する。
- * 184: 抗SSA/Ro抗体、抗SSB/La抗体、抗Scl-70抗体、抗SSA/Ro抗体精密測定、抗SSB/La抗体精密測定及び抗Scl-70抗体精密測定の検査について同一項目の一般検査と精密検査を併せて行った場合は、いずれか一方のみ算定し、包括の規定に係る項目数は1つとする。
- * 185: 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、甲状腺自己抗体検査（マイクロゾーム抗体の場合に限る。）又は甲状腺自己抗体精密測定（マイクロゾーム抗体の場合に限る。）と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 186: 抗セントロメア抗体精密測定は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- * 187: 抗カルジオリピン抗体精密測定と抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインI（抗CLβ₂GPI）複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 188: 抗LKM-1抗体精密測定は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性であることを記載すること。
- * 189: TSHレセプター抗体精密測定とTSH刺激性レセプター抗体（TSAb）精密測定を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
- * 190: 血清中抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 191: ループスアンチコアグラントは希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- * 192: 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）はELISA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- * 193: 抗糸球体基底膜抗体精密測定は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- * 194: 血清中抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 195: 抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の患者について行った場合のみ算定できる。
- * 196: 免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- * 197: 血清アミロイドA（SAA）蛋白精密測定を本区分「1」のC反応性蛋白（CRP）定性、又はC反応性蛋白（CRP）定量と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- * 198: トランスフェリンは、SRID法による。
- * 199: 補体蛋白（C₃）測定、補体蛋白（C₄）測定は、SRID法による。
- * 200: アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン（HRT）測定は細胞反応測定法により実施され、特異的IgEと同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、1,430点（←1,560点）を限度として算定する。
- * 201: 血中APRスコアは、α₁-酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びCRPの3つの検査を併せて実施した場合に算定する。
- * 202: アトピー鑑別試験は、12種類の吸入性アレルゲン（ヤケヒョウヒダニ、

コナヒョウヒダニ、ネコ皮屑、イヌ皮屑、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンパ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。

- *203: 頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチンは、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- *204: 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、1回の検査として「20」の免疫電気泳動法により算定する。
- *205: 免疫グロブリンL鎖κ/λ比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。免疫グロブリンL鎖κ/λ比と免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *206: 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γ測定は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。ただし、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「9」の結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *207: 顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- *208: モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- *209: 顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒食食試験、NBT還元能検査をいい、検査方法にかかわらず、一連として算定する。
- *210: フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査は、発作性夜間血色素尿症(PHN)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。
- *211: リンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A又はPHAによるものである。
- *212: 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- *213: 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。
同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「4」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「5」の簡易培養検査により算定する。
細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「4」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「5」の簡易培養検査は算定できない。
症状等から同一起因菌によると判断される場合であっても、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。
各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。
「2」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「4」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「3」までに掲げる部位に含まれないすべての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
ウロトレース、ウログロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
嫌気培養のみを行った場合は、「1」から「5」の所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。
- *214: 細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。
- *215: 酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症(カンジダ、クリプトコックスに限る。)であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。
- *216: 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
- *217: 「抗酸菌分離培養検査1」は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受

性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。

- *218: 「抗酸菌分離培養検査2」は、「抗酸菌分離培養検査1」に掲げるもの以外について算定する。
- *219: (抗酸菌同定検査)その他の同定検査については、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。
- *220: 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤の種類により算定する。混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤の種類により算定する。
- *221: 泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体による淋菌核酸同定精密検査は、D012の「21」の淋菌同定精密検査又は「D018」細菌培養同定検査を併用した場合は、主なもののみ算定する。
- *222: クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。なお、本検査と「D012」の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併用した場合は、主なもののみ算定する。
- *223: 淋菌核酸増幅同定精密検査と淋菌核酸同定精密検査、D012の「21」の淋菌同定精密検査又は「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。
淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR法による増幅とEIA法による検出又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。
- *224: クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査とクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査又は「D012」の「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定を併せて測定した場合は、主なもののみ算定する。
なお、クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査は、PCR法又はLCR法又はSDA法による。
- *225: HBV核酸同定精密測定は、核酸ハイブリダイゼーション法によるものであり、DNAポリメラーゼ及びHBV核酸定量測定を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- *226: HBV核酸定量測定は、分岐DNAプローブ法による。
- *227: ア 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。
- *228: HCV核酸同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。
治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、HCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査とHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。
- *229: 結核菌群核酸増幅同定検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出又はLCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法による。
- *230: マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合にのみ算定できる。
「D021」抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。
- *231: HIV-1核酸同定検査はPCR法により、HIV-1抗体価若しくはHIV-1抗体価が陽性の場合の確認診断又はHIV-1陽性者である母親からの新生児にお

ける診断に用いた場合にのみ算定できる。

HIV-1核酸同定検査とHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定するものとする。

* 232: HCV核酸定量検査は分岐DNAプローブ法又はPCR法により、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。治療経過の観察の場合において、HCV核酸定量検査とHCV核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 233: 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記(1)又は(2)に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。

(1) B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

(2) B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査は除く)は、算定できない。

* 234: ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査は、ED-PCR法又はPCR法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

* 235: SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP(Loop-Mediated Isothermal Amplification)法により測定した場合に限り算定できる。SARSコロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体によるものである。

本検査は、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成15年11月5日健感発第1105006号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

* 236: HIV-1核酸増幅定量精密検査はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は「D012」の「16」のHIV-1抗体価又はHIV-1.2抗体価が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

HIV-1核酸増幅定量精密検査と「D012」の「28」のHIV-1抗体価精密測定を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

HIV-1核酸増幅定量精密検査と「11」のHIV-1核酸同定検査を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

* 237: 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査は、結核菌核酸同定精密検査又は結核菌核酸増幅同定検査を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

* 238: HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査は、抗HIV治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。

* 239: 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2)は、LA法により実施した場合に算定する。

血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2(PBP2)と「D023」微生物核酸同定・定量検査の「14」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 240: 腸炎ピブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査は、ELISA法によるものであり、「D018」細菌培養同定検査によって、腸炎ピブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。

* 241: 大腸菌ペロトキシン検出検査は、大腸菌の抗原同定検査の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。

大腸菌ペロトキシン検出検査のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

* 242: 従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本点数より算定する。

* 243: 病理組織迅速顕微鏡検査は、手術の途中において迅速凍結切片等による検査を完了した場合において、1手術につき1回算定する。

なお、摘出した臓器について、術後に再確認のため精密な病理組織検査を行った場合は、「D101」病理組織顕微鏡検査の所定点数を別に算定する。

* 244: 病理組織顕微鏡検査において、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。

- ア 気管支及び肺臓
- イ 食道
- ウ 胃及び十二指腸
- エ 小腸
- オ 盲腸
- カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸
- キ S状結腸
- ク 直腸
- ケ 子宮体部及び子宮頸部

病理組織顕微鏡検査において、1臓器から多数のブロック、標本等を作製、検鏡した場合であっても、1臓器の検査として算定する。

病理組織顕微鏡検査において、悪性腫瘍がある臓器又はその疑いがある臓器から多数のブロックを作製し、又は連続切片標本を作製して検査を行った場合であっても、所定点数のみ算定する。

「注2」の電子顕微鏡検査を行った場合の加算は、腎組織、甲状腺腫を除く内分泌臓器の機能性腫瘍、異所性ホルモン産生腫瘍、軟部組織悪性腫瘍、ゴーシェ病等の脂質蓄積症、多糖体蓄積症及び心筋症に対する心筋生検の場合に算定できる。また、免疫抗体法を行った場合の加算は、方法(蛍光抗体法、酵素抗体法)、試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。

リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の所属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数えるものとする。

* 245: エストロジェンレセプター検査は、病理組織顕微鏡検査を別に実施した場合も、所定点数を別に算定できる。プロジェステロンレセプター(PgR)検査と同一月にエストロジェンレセプター検査を併せて実施した場合は、一方の所定点数のみ算定する。

* 246: HER2タンパクは、半定量検査又はEIA法を行った場合に限り算定する。なお、病理組織顕微鏡検査を別に実施した場合も、所定点数を別に算定できる。

* 247: 従前の腔脂腎顕微鏡検査及び当該検査を準用する胃液、腹腔穿刺液等の癌細胞検査及び眼科プロヴァツェク小体検査は、細胞診検査により算定する。

同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して検査を行った場合であっても、1回として算定する。

* 248: HER2遺伝子は、乳癌の転移が確認された乳癌患者に対して、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与対象患者の選択のため、FISH(Fluorescence in situ Hybridization)法により遺伝子増幅検査を行った場合に限り1回を限度として算定する。

なお、本検査とD101-2その他の病理組織検査の「3」のHER2タンパクを併せて実施した場合は、主たる点数のみを算定する。

* 249: 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。

「2」の「MD法、SEXA法等」の方法にはDEXA法(Dual Energy X-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA: Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometryによる骨塩定量法)、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(Single Energy X-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral Quantitative Computed Tomography)による測定がある。

MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手法料(E001写真診断及びE002撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、E400フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。